

空家等対策における基本方針

【全体方針】

官民連携により、空家等の発生を防ぎ、市場への流通を促すことで空家等を減らす

【全体方針に基づく取組方針】

取組方針① 相談体制の拡充 ・市民が空家等に関する相談先を知らない状態の解消を行う

基本施策① 「相談先の明確化」、「民間と連携した相談対応の充実化」

- ・市民のための空家等に関する総合問合せ先を設置し、適切な相談先を案内する
- ・市の総合問合せ先に空家等に関する情報を集約し、市民が求める情報を適切に提供する

取組方針② 発生予防のための啓発 ・人生の転機に応じて、空家等を発生させないために啓発活動を行う

基本施策② 「土地・建物の所有者のライフステージに合わせた啓発」

- ・高齢者等が所有する土地・建物を家族等に迷惑をかけずに引き継ぐ方法を伝えるため、適切な媒体・場所・タイミングを考慮した啓発活動を行う

取組方針③ 利活用の促進 ・空家等の所有者が計画的に建物の利活用への取組を行う

基本施策③ 「空き家・空き地の売買の仲介等を依頼しやすい体制の構築」

- ・空家等の所有者の問題先送りの意識や諦めを解消するため、専門家団体や民間事業者等と連携し、利活用の方法を幅広く提案できる仕組み及び実施体制(相談・売買の仲介等)を構築する
- ・空家等の所有者の自発的な行動をサポートするため、空家等対策に資する民間事業・サービスの周知を図る

取組方針④ 適正管理の促進 ・空家等の所有者が近隣に迷惑をかけないように建物管理を行う

基本施策④ 「空家等の所有者に対して、適正管理に関する啓発及びサポート」

- ・空家等の所有者が近隣に迷惑をかけずに適切に管理できるよう、管理責任の周知の徹底だけでなく、遠方所有者等の自発的な行動(相談・依頼等)をサポートする体制を構築する
- ・管理不全や危険な空家等は、空家特措法等に基づき適切に対応し、現地の改善を促す